

社会福祉法人ひだまり

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

策定：2021年7月1日

■社会福祉法人ひだまりは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第8条に基づき、次のとおり一般事業主行動計画を策定します。

(1) 計画期間

2021年9月1日から2026年8月31日までの5年間

(2) 内容

目標1 年次有給休暇の取得促進を図り、全職員が6日以上、年間65%以上を目指します。

《対 策》

■2022年4月～

■ワークライフバランスの取組みとして、2022年度は有給休暇の取得目標を6日以上、65%以上とする。

■2022年10月～

■前年度及び上半期の取得状況の把握。また、年間の勤務体制等を踏まえながら、さらに取得しやすい職場環境の整備に努める。

■2023年4月～

■管理職が率先して有給休暇を取得できるよう、管理者会議にて管理職に課している業務の削減案を検討する。

■2023年6月～

■削減する管理職業務を決定し、実際に削減への取組を開始する。

■2024年10月～

■時間有給休暇取得、連続3日の休暇取得に向けて、課題等の把握及び勤務体制等の検討

目標2 全職員の1カ月当たりの平均残業時間を15時間以内とする。

《対 策》

■2022年4月～

- 長時間労働削減の方針について、経営トップからのメッセージを発信する。
(毎年2回実施)

■2021年4月～

- 事業所ごとに勤務体制等の見直しを図り、効率化に向けての計画を策定する。

■2022年4月～

- ノー残業デーを毎週1日制定し、管理職も含めた完全定時退社とする。

■2023年4月～

- 事業所ごとの業務効率化計画の進捗を管理者会議での報告事項とする。

■2024年4月～

- 法人内の業務効率化への優れた取組に対して表彰を行い、好事例として法人全体に展開する。